

46. 核兵器禁止条約に思う

1月22日、批准国が50カ国に達して核兵器を非人道的で違法とする「核兵器禁止条約」が発効した。核兵器の開発から使用・保有までを全面的に禁じるもので、この条約の署名国は86カ国、批准国は52カ国（1/22 現在）という。条約を推進した国際 NGO の核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）は2017年にノーベル平和賞を授賞している。

この条約、批准した52カ国は中南米やアジア、太平洋の島国など核非保有の中小国が中心である。米英仏中ロの核保有5大国は反対していて、唯一の被爆国である日本をはじめ韓国やNATO 諸国など米の核の傘下にある国も参加していない。これだけでも、この条約の持つ難しい一面がわかるような気がする。核兵器禁止条約は本当に意味のあるものになって行くのだろうか。

新聞に条約の全文（日本語訳文）が載っていたので少し読んでみた。前文には条約の目指すキーとなる言葉が格調高く並び、「ヒバクシャ」という語もある。幾つか挙げてみると次のような内容である。

- ・核兵器のあらゆる使用によって引き起こされる壊滅的な人道上の結末を深く懸念し、核兵器を全廃する必要があると認識する。全廃こそが、いかなる状況でも核兵器が二度と使われないうことを保証する唯一の方法である。
- ・核兵器の使用による被害者（ヒバクシャ）と核実験によって影響を受けた人々にもたらされた受け入れ難い苦しみと危害に留意する。
- ・核兵器のいかなる使用も人道の原則や市民の良心に反することを再確認する。
- ・世界の人的、経済的資源を軍備に極力回さないことが、国際平和と安全の確立と維持につながることを想起する。
- ・法的拘束力を持つ核兵器の禁止は、不可逆的かつ検証可能で透明性のある核兵器廃絶を含んでおり、核兵器のない世界の実現と維持に大きく寄与すると認識し、その目的に向けて行動することを決意する。

一方、本文の第1条（禁止）は締約国はいかなる状況においても、「(a)核兵器やその他の核爆発装置の開発、実験、製造、生産、または獲得、保有、貯蔵」、「(d)核兵器やその他の核爆発装置の使用と、使用するとの威嚇」を実施しないとしている。ここでは「威嚇」に注意だ。核兵器を「使用するという威嚇」まで法的に禁じているのだ。

第4条では核兵器の全廃に向けて具体的方法について2項で、「第1条(a)にもかかわらず、核兵器やその他の核爆発装置を所有、保有、管理する締約国は、それらを直ちに運用状態から撤去し、破壊する。これは、全ての核兵器関連施設の廃棄または不可逆的な転換を含め、検証可能かつ不可逆的な核兵器計画廃棄のため、法的拘束力があり（後文略）」と述べている。

このような「核兵器禁止条約」について日本はどう考えているのか。日本政府の考えは外務省のHPには次のようにある（要約）。

「日本は唯一の戦争被爆国であり、政府は核兵器禁止条約が目指す核兵器廃絶という目標を共有」とした上で、「北朝鮮の核・ミサイル開発は、日本及び国際社会の平和と安定に対する

これまでにない重大かつ差し迫った脅威」とし、「北朝鮮のように核兵器の使用をほのめかす相手に対しては通常兵器だけでは抑止を効かせることは困難であるため、日米同盟の下で核兵器を有する米国の抑止力を維持することが必要」という。いわゆる核の傘下だ。さらに「核軍縮に取り組む上では、人道と安全保障の二つの観点を考慮することが重要で、核兵器禁止条約では、安全保障の観点が踏まえられていない（下線筆者）。核兵器を直ちに違法化する条約に参加すれば、米国による核抑止力の正当性を損ない、国民の生命・財産を危険に晒すことを容認することになりかねない」とし、「条約は核兵器を保有する国のみならず、日本と同様に核の脅威に晒されている非核兵器国からも支持を得られておらず、核軍縮に取り組む国際社会に分断をもたらしている点も懸念される」とした上で、「核兵器保有国や条約支持国を含む国際社会における橋渡し役を果たす」としている。

二つの観点というが、人道の方はあまり触れず、安全保障の観点から言っているように思える。簡単に言えば、日本がこの条約に署名すれば核の傘に居られなくなり、北朝鮮の核兵器の脅威に対して無防備になるということを言っている、と思われても仕方ない表現だ。また、「橋渡し役を果たす」と言っているが、どういう行動を取っているのだろうか。

各政党はどうだろうか。公明党は発効に際しての談話で、「核兵器国と非核兵器国との間の『真の橋渡し役』としての責務を果たすために、『核軍縮の実質的な進展のための賢人会議』の核抑止を巡る議論を促し、条約が核兵器不拡散条約（NPT）と相互に補完し合えるものにするために、核兵器のない世界に向けた対話が必要」とし、「条約に基づく締約国会合にオブザーバーとして参加すべき」と提言している（要約）。他党に比べて一步踏み込んでいる。

立憲民主党は、「核兵器禁止条約発効に際して」のコメントを発表していて、非核三原則の堅持やNPT体制の維持・強化等に取り組むとしているが、条約参加の是非には触れていない。

共産党は、「核兵器禁止条約の発効の確定を心から歓迎する」とのコメントを出して、すみやかに条約を署名し批准すべきであるとしているが、北朝鮮の核・ミサイル開発の脅威との関係については触れていない。

このような状況で「核兵器禁止条約」をどう考えたらよいのだろうか。難しい問題だ。拙いながらも幾つか考えてみる。

- ・米国の核抑止力が日本の安全保障に必要というのは、正しいか（米国の核の傘下にいることが日本にとって正しいことか）。つまり、米国は万が一のときに日本のために本当に核兵器を使い守ってくれるか、という問でもある。そんなことが考えられるだろうか、とも思える。
- ・1月25日の新聞は、北朝鮮の金正恩氏は「戦術核兵器の開発」を明言したとある。戦術核兵器の開発は、日本や韓国を攻撃する短距離・中距離ミサイルへの搭載を念頭に置くことを意味するので、北の核はさらに危険段階に入ったと述べる。そうであれば、核の傘下の必要性はさらに継続されることになるのだろうか。
- ・一方で、小型核兵器（どうも昔からあるらしい？）が、核非保有国に対して局地的に使われる可能性が高まっていないか。これは核抑止力の影響範囲外となりはしないか。つまり小型核兵器に対しては核抑止力は役に立たないのではないか。
- ・核兵器禁止条約は理想だが、核兵器を所有国が同時に全て廃棄するということができるのか。

できなければ、力関係のバランスが一時的に崩れ、その間隙で不測の事態が生じ兼ねない可能性はないか。

因みに核兵器は世界で 13,400 発（米国 5,800、ロシア 6,375、英国 215、仏国 290、中国 320、インド 150、パキスタン 160、イスラエル 90；他に北朝鮮（30 ～ 40：不明確））もある。

- ・一方で、兵器に関する様々な禁止条約の発効の歴史を見れば、「核兵器禁止条約」の発効も歴史の流れとして必然と思える。ウィキペディアを見ると次のような各種条約が発効されている。これらは「国際人道法上の観点より、無用に人体に苦痛を与える兵器」として使用が禁止されているとのことだ。

1975 年生物兵器禁止条約（BWC）、1978 年環境改変技術敵対的使用禁止条、

1997 年化学兵器禁止条約（CWC）、1983 年特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）

1999 年対人地雷全面禁止条約、2010 年クラスター弾禁止条約

さらに議論のある兵器として、対物ライフル・燃料気化爆弾・劣化ウラン弾・衛星攻撃兵器が挙げられている。人類はどこまで非人道的な兵器を開発しようとするのか、と思わざるを得ない状況だが、一方でそれらを押さえ込む禁止条約の発効に努力している人達もいるのは心強い。

- ・「人類は核と共存できない」と言われて来た。現状止むを得ないとはいえ、核による抑止（均衡）というのは危険極まりないものという認識は拭えない。だから、将来もこのまま続けて良い筈はない。

どうも、的を射た考えには至らないが、条約本文の第 8 条 5 項に、「非締約国等は締約国会議と再検討会議にオブザーバーとして招待される」とある。オブザーバーという中途半端な立場で何が出来るかとも思うが、日本は「橋渡し役を果たす」と言っているのだから、締約国会議にオブザーバーとして出席し、核兵器を無くすための努力をすべきではないか。それが二つの観点の内の「人道」に対する行動になると思うのだが。

（2021 年 1 月 27 日）